

# 指定管理申請書類

- 福岡市立心身障がい福祉センター  
(児童部門)

「 提案に関する書類」

○

社会福祉法人

福岡市社会福祉事業団





(団体名： 福岡市社会福祉事業団 )

(施設名： 福岡市立心身障がい福祉センター )

(1) 事業実施計画

①運営の基本方針

1. 市内における障がい児支援の中核施設としての機能の発揮

(1) 市内における中核施設

- 福岡市立心身障がい福祉センター（以下、センター）の管理、運営だけでなく市内の障がい児関係機関の調整等を通じた中核的役割を担います。事業団は、民間では継続的実施が困難な事業を担い、民間事業者を支援すること等を示した法人の基本方針を策定しており、今後もその使命を果たすべく職員一丸となって取り組みます。

(2) 民間では実施困難な事業の安定的な実施

- 事業運営の工夫や専門職員の確保・育成を進め、診療、心理判定、相談支援や、肢体不自由児、重症心身障がい児、聴覚・言語障がい児、視覚障がい児、発達障がい児の療育を安定的に行います。

2. 支援の実施

(1) 相談、判定

- ア 発達が気になりな相談者の新規の受付においては、適切な判定、診断を踏まえ、保護者の不安を軽減し、養育の見通しを持つことができるよう支援します。
- イ 児童発達支援や居宅支援の利用に関する計画支援を、センター内の専門職員による協働や、他機関との密な連携により、効果的に進めます。
- ウ 児童発達支援センターの利用について、より多くの利用者が身近な施設を利用できるよう、市内全体の利用調整の事務局を担います。

(2) 児童発達支援

- これまで蓄積してきたノウハウや児童発達支援ガイドラインの内容を踏まえ、知的障がい、発達障がい、肢体不自由、聴覚障がい、視覚障がい等の特性と個々の状況に配慮したきめの細かい療育を行います。

(3) 外来療育

- 医療に基づく運動、言語等の訓練を実施します。また、児童発達支援では対応困難な多様なニーズに対し、障がい児等療育支援事業による外来療育を行います。従事職員を専任のほか、他業務との兼任により効果的、効率的に確保します。

(4) 保護者支援

- 療育においては、養育方法や進路、就学に関する情報を保護者に適切に提供します。そのため、各種学習会、ペアレントトレーニングの実施、サポートブックの活用支援、学齢児等の保護者やペアレントメンターの活用等を行います。

(5) 他機関への支援

- 当センターは開設期から保育所への訪問等による他機関支援を行ってまいりましたが、これまで培ってきた専門性を、幼稚園、保育所、他の児童福祉施設、障がい児支援事業所、学校等の支援に活かし、障がい児の地域生活を支えます。

### 3. 適切な施設運営

#### (1) 利用者の意見への対応

- 利用者の意見を懇談会やアンケート等で確認し、事業の運営に活かします。また、苦情の申し出に対しては、受付窓口と解決責任者を明確にし、適切に対応します。

#### (2) 安全対策

- ア センター内の安全点検を徹底するとともに安全管理委員会を設け、軽微な事故もヒヤリハット事例としてセンター内で共有し、事故の防止に努めます。
- イ 利用者の個人情報の取り扱いについては、事業団の定める規程やマニュアルに基づき、適切な対応を行います。

#### (3) 公的施設にふさわしい対応

- 法令や服務規律を遵守し、公的施設の職員にふさわしい行動を保持します。また、来館者に対して、真摯で丁寧な接遇に努めます。

(団体名： 福岡市社会福祉事業団 )

(施設名： 福岡市立心身障がい福祉センター )

(1) 事業実施計画

②事業計画 (令和2年度詳細)

1 相談部門に関する業務

1. 診療

- ① 障がい児の診断についての専門医師を配置し、子育てや療育サービス等へのアドバイスも含めた診察を行います。
- ② 事業団が指定管理者となっている他の施設の医師も診察を担当することにより、市内における診断基準の平準化を確保します。
- ③ 小児科、児童精神科、整形外科、耳鼻咽喉科、眼科の専門医師を外部から招聘し、多様な診察ニーズに対応します。
- ④ 新規受付や必要に応じて再診においても、発達相談員による判定と医師による診察を組み合わせ、相談者がより理解できるよう対応します。
- ⑤ 保健福祉センター (保健所) と連携し、地域で身近に相談できる機能の充実に協力します。

令和2年度見込み	新規受付児数	660人
----------	--------	------

2. 療育への流れ

- ① 新規受付においては、医師、発達相談員のほか必要に応じて理学 (作業) 療法士、言語聴覚士等による適切な評価を行い、通園、外来等の療育サービスにつなげます。
- ② 特に配慮を要する相談者に対しては、発達相談員が継続的に相談に応じ、丁寧に対応します。

3. 相談支援

- ① 児童発達支援センターの利用にかかる計画の作成等には、センターの医師や理学療法士等の関連専門職員の知見を活かして対応します。
- ② 医療的ケアを要する児童など、複数のサービスを必要とする相談者に対しては、医療機関等との密な連携により、実態やニーズに即した効果的な利用計画の作成を行います。

4. 児童発達支援センターの利用調整

児童発達支援センターの利用を希望する保護者が、身近な施設を利用できるよう、市内における利用調整の事務局業務を担います。調整については、利用待機の解消にむけて効果的な利用エリアの設定を福岡市に提案します。

令和2年度目標	利用調整委員会	6回
---------	---------	----

2 児童発達支援等に関する業務

1. 肢体不自由児部門

- ① 1歳児から5歳児までの肢体不自由を対象として保育士、児童指導員による保育 (集団療育) と理学療法士、作業療法士による訓練 (個別訓練) を行います。
- ② 1歳児は週1回、2歳児は週2回、3歳児は週3回、4歳児は週5回の親子通園、5歳児は週5日の単独通園を行います。親子通園は10:00~14:00、単独通園は10:00~15:00の療育です。

令和2年度見込み	利用児数	25人
----------	------	-----

- ③ 子どもの全体的な発達を促すために、医師、看護師、言語聴覚士、栄養士、調理師、相談支援員も含めた多職種によるチームアプローチを行います。

- ④ 保護者支援として、各年齢ごとに学習会を計画的に行います。また、担任職員、総括主任、園長による個人懇談、クラス懇談を定期的に行います。

令和2年度見込み	学習会実施回数	28回
	個人,グループ懇談回数	120回

- ⑤ 年長児の保護者には就学に向けサポートブックの作成を支援します。また、理学療法士、作業療法士が、学校で使用する車椅子や座位保持椅子などの用具作製への支援を行います。
- ⑥ 医療的ケアが必要な子どもの安全な療育のため、保護者、医師、看護師との連携を図ります。特に5歳児単独通園児については、健康状態の把握や緊急時の対応など連携を密にします。
- ⑦ 近年、増加している保育所との並行通園児に対して、保育所の保育士の見学研修の受け入れや保育所への支援を強化します。
- ⑧ 専門性の維持、継承のため施設内で肢体不自由児の理解、ハンドリング（援助技術）、摂食の研修を行います。また、計画的に施設外の研修へも職員を派遣し、より専門的な知識や技術の習得に努めます。

令和2年度見込み	職員派遣回数	8回
----------	--------	----

- ⑨ 来所が困難な在宅の重症児の居宅を保育士が訪問し、個別に療育などを行う居宅訪問型児童発達支援を継続的に実施します。
- ⑩ 全国児童発達支援協議会に加盟し、児童発達支援の全国的な動向や他都市の施設について情報を収集し、保護者支援等に活用します。
- ⑪ 児童発達支援（にこにこ園）の保護者が運営する保護者会に園長、担当職員が定期的に相談を実施し、保護者の活動をサポートします。

## 2. 聴覚・言語障がい児部門

- ① 市内唯一の聴覚障がい児を対象とした児童発達支援センターとして、0歳から就学前までの難聴児を対象として、週3回から月2回の頻度で個別と集団の療育を年齢や聴力、発達状況等に合わせて実施します。

令和2年度見込み	利用児数	60人
----------	------	-----

- ② 療育時間は個別療育が1時間、集団療育は1, 2, 3歳児が4時間、0, 4, 5歳児が2時間とします。4, 5歳児の集団療育は幼稚園や保育園における活動への参加を考慮して、4歳児を午前のみ5歳児を午後のみとし、地域生活の充実を図ります。
- ③ 新生児聴覚スクリーニング及び医療機関における精密検査後のフォロー先として、通園契約前から電話相談や外来での受け入れを行い、障がい告知後間もない早期からの支援を行います。
- ④ 難聴児の発達特性を考慮し、個々の聴力や発達に合わせたコミュニケーション手段を用いてコミュニケーション活動と体験を重視した療育を進めます。また、家庭と連携して難聴児の言語力と豊かな社会性を育みます。
- ⑤ 重度難聴児から軽中等度難聴児まで、発達に応じた聴力検査を定期的に行い、耳鼻科医師と連携して聴覚管理を行います。また、療育場面での反応や検査結果をもとに、補聴器の調整や人工内耳のマッピング（調整）を行います。
- ⑥ 人工内耳装用（検討）児については、術前より医療機関と連携をとり、装用状況や活用状況や調整等について適宜情報交換を行います。
- ⑦ 保護者に対して、学習会や難聴児についてのペアレントプログラムを通して難聴についての情報提供を行います。また、個別療育や懇談の場で様々な職種が相談に応じ、難聴児の育児を支援します。

令和2年度見込み	学習会	8回
	ペアレントプログラム	集団療育日に毎回実施

- ⑧ 手話通訳を必要とする保護者のニーズに合わせて、通訳の派遣を依頼し、集団療育や学習会等の場面における情報保障に努めます。
- ⑨ 難聴児が通う幼稚園や保育所、児童発達支援センターなどの施設を支援するため、園への訪問や職員向け研修会、公開療育を実施します。また、必要に応じて連絡をとり日常生活に関するサポートを行います。
- ⑩ 全国盲ろう難聴児施設協議会に加盟し、研修会や会議を通して他県の同種施設と定期的な情報交換を行い、難聴児療育の質の向上に努めます。

### 3. 知的障がい児部門

- ① 1歳、2歳児の知的障がい児を対象として、1歳児は週1回、2歳児は週2回の頻度で親子通園療育を行います。療育時間は10時～14時で、8～9名のクラスを主とした集団療育を行います。
- ② 定員は1歳児25名、2歳児50名の75名を受け入れ、1歳児は3グループ、2歳児は6グループ編成で対応します。
- ③ 療育は知的障がい、発達障がいの特性に配慮し、写真の提示等の視覚支援や構造化を行うことで、見通しや意欲、達成感を持つことができる内容を進めます。また、1、2歳の時期に経験を積むべき内容、季節感のある内容も取り入れ、日課を設定します。
- ④ 児の家庭での様子や保護者のニーズの聞き取りを丁寧に行い、これに基づいてアセスメントを行うことで個別支援計画を作成し、保護者と共通認識を持って支援を行います。
- ⑤ 保護者に対して、療育場面や保護者学習会等を通して、情報の提供や、個々に応じた具体的な支援方法についての助言を行い、育児支援を行います。

令和2年度見込み	学習会実施回数	26回
----------	---------	-----

- ⑥ 保護者の交流を重視し、通園曜日毎のグループ懇談やクラス懇談、園長懇談等で保護者同士のコミュニケーションの機会を作ります。また月1回12:30～13:30は保護者が館外で過ごす機会を設定し(わくわくデイ)、保護者のリフレッシュを図ります。

令和2年度見込み	グループ、クラス懇談実施回数	8回
	園長懇談実施回数	8回

- ⑦ 医療的ケア、医療配慮を必要とする児に対し、医師、看護師、ケースワーカーとの連絡を密にし、安全な受け入れ体制を作ります。

### 4. 視覚障がい児部門

- ① 市内で唯一の視覚障がい児向けの療育機関として、1、2歳児の視覚障がい児を対象として、1歳児は週1回、2歳児は週2回の頻度で親子通園療育を行います。療育時間は10時～14時でクラスを主体とした集団療育を行います。
- ② 視覚障がい児の発達特性をもとに、音や触感覚などの代行感覚を活用した療育を行います。また、見えにくさに考慮した玩具や生活用品の準備をする等、療育室の環境設定を工夫します。
- ③ 視覚の活用のため、単眼鏡(弱視用、拡大レンズ)の使用指導や拡大読書器、書見台も活用した支援を行います。
- ④ 視覚障がい児は発生頻度が他の障がいに比べると少なく、保護者は情報が得られず孤立しがちなため、情報提供を丁寧に行うことや保護者交流会を行うことで、保護者間の交流を図ります。

令和2年度見込み	保護者交流会回数	3回
----------	----------	----

- ⑤ 通常の視力検査のほかに、縞模様や絵を使った特別な視力検査(TAC, リー・シンボルカード)を使用し、対象児に応じた視覚評価を実施します。
- ⑥ 視覚障がい乳幼児研究大会に参加し、他県の同種施設と情報交換を行い、視覚障がい療育の質の向上に努めます。

### 5. 給食

- ① 対象児のそしゃく、嚥下能力に合わせて、刻みやペースト等の加工食を提供します。また、対象児に適した食器を使用して、食事の自立を促します。
- ② 対象児の医療情報をもとに、アレルギー対応食を提供します。

### 6. その他

送迎及び給付費等に関する業務については、仕様書に基づき、適正に取り組みます。

### 3 多様なニーズに対応する外来療育の取組み

#### 1. 多様なニーズへの外来療育の実施

- ① 年齢や障がい状況等に応じて以下のようなグループを設定し、多職種職員が合同で療育を行います。  
 ア「わんわんグループ」…0歳児で、運動発達に遅れのある児を対象  
 イ「めだかグループ」…1. 2歳児で発達に遅れまたは疑いのある児を対象  
 ウ「わんぱく学級」…3. 4. 5歳児で幼稚園、保育所に在籍、または在宅で発達に遅れがあるため配慮を要する児を対象

令和2年度見込み	わんわんグループ療育人数(実数)	8人
	めだかグループ療育人数(実数)	75人
	わんぱく学級療育人数(実数)	200人

- ② 肢体不自由児や発達障がい児を対象に医師の処方に基づき理学療法士、作業療法士が外来療育、または経過観察、助言等を行います。  
 ③ 言語障がい児及び他の児童発達支援センター在籍の難聴児を対象として言語聴覚士による外来療育、または経過観察、助言等を行います。  
 ④ 0歳から就学前までの視覚障がい児を対象として、児童指導員が個別外来療育、または経過観察、助言等を行います。

#### 2. 発達障がい児に対する外来療育、保護者支援

##### (1) 個別外来

- ① 幼稚園、保育所に通う3～5歳児の発達障がい児で、障がい特性が顕著で集団適応が困難なケース等のため個別支援が必要なケースに対しては、PEP(自閉症・発達障害児教育診断検査)やCLAC(Check List For Autistic Child)等による評価を踏まえて、個別外来療育を行います。個々に応じた自立課題を用意し、またコミュニケーションやソーシャルスキルを育む支援も行います。

令和2年度見込み	療育人数(実数)	136人
----------	----------	------

- ② 感覚統合療法に基づいて、主に運動の不器用な4・5歳児に対して個別による外来療育を行います。

令和2年度見込み	療育人数(実数)	23人
----------	----------	-----

##### (2) グループ療育

- ① 1・2歳児に対しては、「めだかグループ」、「さくらんぼグループ」、3・4・5歳児に対しては「わんぱく学級」、4・5歳児に対しては「しんかんせんグループ」による療育を行います。

令和2年度見込み	さくらんぼグループ療育人数(実数)	30人
	しんかんせんグループ療育人数(実数)	90人

- ② 感覚統合療法に基づいて、運動の不器用な5歳児を対象に「おれへりこぶたあグループ」による療育を行います。

令和2年度見込み	療育回数	5回
----------	------	----

##### (3) 保護者支援

- ① 「しんかんせんグループ」と個別外来療育の在籍児の保護者を対象に、全5回シリーズのペアレントトレーニングプログラム「Pステップ」を年2回実施します。ゆうゆうセンターと連携したPステップを行うことで支援の充実を図ります。

令和2年度見込み	Pステップ延参加者数	140人
----------	------------	------

- ② 発達相談員が概ね3歳児の発達障がい児の保護者に対して、「かんがるグループ」による支援を行います。
- ③ 市内の全療育施設の保護者を対象とし、全7回シリーズの発達障がい講座を行います。医師、ST、OT等を講師として、保護者のニーズに合わせた幅広い内容の講座を実施します。

令和2年度見込み	受講者延人数	450人
----------	--------	------

- ④ 感覚統合療法の対象となる5歳児保護者に対しては、「しゃぼんだまグループ」を行い、就学に向けてのサポートを行います。

令和2年度見込み	療育回数	3回
----------	------	----

## 4 地域支援・交流の取組み

### 1. 地域生活への支援

- ① 障がい児の地域生活を支援するため、「障がい児等療育支援事業」により次の事業を行います。
  - ア 外来によるグループまたは個別の療育を行い、障がい児の発達支援や保護者支援を行います。(外来療育、前項参照)
  - イ 障がい児が生活する家庭や施設等を訪問し、必要な支援を行います。(訪問支援)
  - ウ 施設、学校その他の機関に対し、様々な専門職員を活用して、障がい児の支援に関する研修や情報の提供を行います。(施設支援)
- ② 保育施設や幼稚園等に在園する障がい児に対して保育所等訪問支援事業による支援を行います。

### 2. 障がい児保育訪問支援

- ① 福岡市の障がい児保育事業の推進のために、経験豊富な障がい児保育訪問支援保育士を配置し、障がい児への支援方法を助言するとともに、当該障がい児が在園する保育施設と保護者とのよりよい信頼関係の構築を援助します。
- ② 保育施設を訪問し、職員に対し対象児への関わり方について助言を行います。また、電話相談、保護者面談、園内研修実施への協力にも応じます。

令和2年度見込み	訪問園数	60園
	訪問回数	105回
	研修支援回数	16回

- ③ 福岡市が主催する障がい児保育研修(一般保育士研修、主任保育士研修)、及び区別研修等へ、研修講師として参画します。
- ④ 福岡市の依頼に応じ、市内保育所の職員に対する施設体験研修の受け入れを行います。

### 3. 私立幼稚園障がい児支援

- ① 私立幼稚園障がい児支援事業の充実を図るために、障がい児療育の経験豊富な保育士を配置し、障がい児への支援方法を助言すると共に、当該障がい児が在園する幼稚園と保護者とのよりよい信頼関係の構築を援助します。
- ② 幼稚園を訪問し、職員に対し対象児への関わり方について助言を行います。また、電話相談、保護者面談、園内研修実施への協力にも応じます。

令和2年度見込み	訪問園数	27園
	訪問回数	40回
	研修支援回数	7回

- ③ 私立幼稚園連盟の依頼に応じ、連盟主催の研修に講師として参画します。

### 4. 研修、情報発信等

- ① あいあいセミナー  
市内、市外の幼稚園、保育施設等の支援者向けに社会福祉事業団公開講座「あいあいセミナー」を実施します。

令和2年度見込み	受講者数	200人
----------	------	------

② ありんこ教室

聴覚障がい児の支援に従事する関係機関職員を対象に研修会を行います。

令和2年度見込み	受講者数	30人
----------	------	-----

③ つくしんぼセミナー

視覚障がい児の支援に従事する関係機関職員を対象に研修会を行います。

令和2年度見込み	受講者数	30人
----------	------	-----

- ④ 肢体不自由児の訓練の様子を、対象児が在籍する保育所、幼稚園や学校の職員に公開するリハビリ見学会を実施します。
- ⑤ 肢体不自由児やその保護者が、福祉用具に関する知識を深められるよう、用具を試乗、体験する福祉用具フェスタを実施します。
- ⑥ 補装具作製の経験のない訪問リハビリ職員向けの補装具作製や姿勢ケアについての研修「在宅訪問リハビリに携わる職員向けセミナー」を実施し、連携につなげます。

5. 関係機関との連携

- ① 福岡市障がい児者地域生活支援協議会の中央区部会、こども部会に相談支援専門員が参加し、他機関との連携を深め、地域における課題の解決等に取り組みます。

令和2年度見込み	区部会参加	6回
----------	-------	----

- ② 利用者にとって身近な保健福祉センター（保健所）【以下、「保健所」という】と連携して支援できる仕組みの強化に取り組みます。保健所と療育についての情報共有等を進めます。

6. その他

- ① センターの利用児が通う幼稚園、保育施設、児童発達支援センター等を必要に応じて訪問し、日常生活に即した支援を行います。
- ② 来所が困難な重症心身障がい児や、家庭で使用している福祉用具の調整や姿勢ケアが必要な子どもに対して理学療法士、作業療法士が訪問療育を実施しています。
- ③ 大学病院の地域連携室からの依頼で、退院時のバギーや座位保持椅子の貸し出しの希望に応じており、今後も可能な限り対応します。
- ④ 児童発達支援部門と、地域の保育施設とで交流を行い、相互の保育効果の向上を目指します。

令和2年度見込み	回数	20回
----------	----	-----

5 就学後への一貫した支援の取組み

- ① 教育機関や他施設への移行支援として、サポートブックの作成、担当者間の情報交換、連絡会の実施など、適切な手段で、障害の特性や保護者の意向もふまえたケースの引継ぎを行います。
- ② 療育の各部門においては、保護者を対象に学齢児の保護者や成人障がい者との座談会や交流会など実施し、見通しを持った育児や進路選択のための支援を行います。
- ③ 就学相談の希望対象児に対して小児科診察、心理判定を行い、判定資料や療育状況書を作成し、保護者の了解のもと提出します。
- ④ 福岡市内の特別支援学校の依頼に応じて言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、児童指導員が行う教育相談への従事をサポートします。

②事業計画（指定管理期間概要）

令和3年度	(療育課)	分園等整備による幼稚園等との併行通園の状況を踏まえ、個別、グループ外来療育の受け入れ枠を確保し実施します。
	(相談)	すでに保護者支援に職員を派遣している保健所とのあいだで、事業の検証を行い、療育に関する情報交換の方法を協議します。
	(肢体)	「医療的コーディネーター養成研修（2日間）」を嘱託員も含め全員受講します。 在宅訪問リハビリに携わる職員向けセミナー」の対象者のニーズに応じた実施方法を検討します。 就学前の在宅重症児の交流会を実施します。
	(難聴)	新生児聴覚スクリーニング後、療育の必要性を感じにくい4、5歳児の保護者への支援として、耳鼻科医と連携して学習会を実施します。
	(知的)	私立幼稚園連盟へニーズの確認を行い、幼稚園教諭の施設体験研修受け入れについて検討します。 医療的ケア児、医療配慮児に関する知識とスキルの向上のために「医療的コーディネーター養成研修」への計画的な職員参加をすすめます。
	(視覚)	視覚障がい児の乳児から就学前までの切れ目のない支援を行い、必要に応じて視覚障がい児が在籍している幼稚園、保育園への支援を行います。
	令和4年度	(相談)
(肢体)		「医療的コーディネーター養成研修（2日間）」を異動職員、新規採用職員が受講します。 「在宅訪問リハビリに携わる職員向けセミナー」の対象者ニーズに応じた研修を実施します。 就学前の在宅重症児の交流会を実施する中で、対象者の学習会等、ニーズを把握し内容を検討します。
(難聴)		新生児スクリーニング後、療育につながりにくい軽中等度難聴児の保護者向けのリーフレット作成に向けて、内容の検討を行います。
(知的)		幼稚園教諭の施設体験研修の受け入れを試行として実施します。
令和5年度	(相談)	3行政区の保健所との情報交換の方法を検討します。
	(肢体)	「在宅訪問リハビリに携わる職員向けセミナー」の対象者との連携を深め現場での支援に繋がります。 就学前の在宅重症児のニーズを踏まえた交流会を実施します。
	(難聴)	軽中等度難聴児の保護者向けリーフレットを作成します。
	(知的)	試行後の課題を整理し、幼稚園教諭の施設体験研修の受け入れ実施をします。
令和6年度	(相談)	4行政区の保健所との情報交換の方法を検討します。
	(難聴)	軽中等度難聴児の保護者向けリーフレットを活用し、支援の充実を図ります。
	(知的)	幼稚園教諭の施設体験研修の受け入れ充実を図ります。



(団体名： 福岡市社会福祉事業団 )

(施設名： 福岡市立心身障がい福祉センター )

(1) 事業実施計画

③スケジュール (年間)

	相談係 (相談部門)	療育第1係 (肢体不自由児部門)	療育第2係 (聴覚・言語 障がい児部門)	療育第3係 (知的・視覚・ 発達障がい児部門)
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 利用申請関係業務</li> <li>- サービス等利用計画</li> <li>- 障がい児支援利用計画作成(毎月)</li> <li>- 通園施設児童指導開始</li> <li>- 就学児心理面接開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 小児科健診</li> <li>- 宿舎き講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 入塾園式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- ケース引継(通園・発達)</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 県相談支援事業者連合会開始</li> <li>- 障がい者等地域生活支援協議会中央区部会(毎月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 小児科健診</li> <li>- 個別懇談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 体験学習</li> <li>- 耳鼻科両親講座(医師)</li> <li>- 個別面談</li> <li>- 小児科健診</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 小児科健診(巡回)</li> <li>- ケース引継(発達)</li> <li>- 発達障がい講座(発達)</li> <li>- 個別面談(1-2歳児)</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 福祉制度説明会</li> <li>- 県支援事業受託施設連絡協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 歯科健診、保護者勉強会</li> <li>- 保護者参観</li> <li>- 肢体不自由児特別支援学校・学級見学</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 聴覚講座(おりにこ教室)</li> <li>- 保健師等研修</li> <li>- 歯科健診</li> <li>- 耳鼻科健診</li> <li>- こたばの教室連絡会</li> <li>- 保護者参観</li> <li>- 聴覚特別支援学校見学</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 歯科健診(巡回)</li> <li>- 視力検査(2歳児)</li> <li>- 発達障がい講座(発達)</li> <li>- 保護者交流会(視覚)</li> <li>- 「先輩保護者の話」学習会</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 就学相談会資料提供(7月～3月)</li> <li>- 障がい児保育事業見判定開始(毎月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- リハビリ見学会</li> <li>- スポーツセンタープール指導</li> <li>- 就学相談会資料提供(7月～9月)</li> <li>- 宿舎き講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 保護者学習会</li> <li>- 耳鼻科健診</li> <li>- こたばの教室見学会</li> <li>- 療育公開(幼・保向け)</li> <li>- 園長懇談</li> <li>- 幼稚園、保育園訪問</li> <li>- 保護者参観</li> <li>- 就学相談会資料提供(7月～10月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 保護者参観(2歳児)</li> <li>- 園長懇談</li> <li>- つくしんぼセミナー(視覚)</li> <li>- 学校見学(発達)</li> <li>- 就学相談会資料提供(7月～10月)</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 通園施設児童指導</li> <li>- 県支援事業受託施設連絡協議会</li> <li>- 中央区計画相談ネットワーク会議</li> <li>- 利用調整委員会開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- リハビリ見学会</li> <li>- 夏祭り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 療育公開(幼・保向け)</li> <li>- 家庭訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 個別面談(2歳児)</li> <li>- きょうだい児保育</li> <li>- 保護者参観巡回(2歳児)</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 通園施設児童指導</li> <li>- 進路面接開始(親子巡回)</li> <li>- 県支援事業受託施設連絡協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 運動会</li> <li>- 小児科健診</li> <li>- 園長懇談開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 聴覚特別支援学校見学</li> <li>- 言語聴覚士の日</li> <li>- 福岡こどものきこえを支援する会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 個別面談(1歳児)</li> <li>- 児童発達支援センター見学(2歳児)</li> <li>- 発達障がい講座(発達)</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 福祉制度説明会</li> <li>- 県支援事業受託施設連絡協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 歯科健診</li> <li>- 秋の遠足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 保護者参観</li> <li>- 耳鼻科両親講座(医師)</li> <li>- 小児科健診</li> <li>- 個別面談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 保護者参観月間(1歳児)</li> <li>- 秋の遠足(2歳児)</li> <li>- 小児科健診</li> <li>- 発達障がい講座(発達)</li> <li>- 保護者面談(2歳児)</li> <li>- 視覚特別支援学校体験入学</li> </ul>
11月		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 家庭訪問(個別懇談)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 体験学習</li> <li>- 保護者学習会</li> <li>- 耳鼻科健診</li> <li>- 保護者参観</li> <li>- 小児科健診</li> <li>- おりにこ交流会</li> <li>- 家庭訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 視力検査(1歳児)</li> <li>- 家庭訪問(1-2歳児)</li> <li>- 小児科健診</li> <li>- 園長懇談</li> <li>- 発達障がい講座(発達)</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 県支援事業受託施設連絡協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- クリスマス会</li> <li>- 宿舎き講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- クリスマス会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- クリスマス会(1,2歳児)</li> <li>- 保護者参観巡回(2歳児)</li> <li>- 発達障がい講座(発達)</li> <li>- 保護者交流会(視覚)</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 障がい児巡回施設利用調整委員会</li> <li>- 障がい児保育指導委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 宿舎き講習</li> <li>- 個別懇談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 福岡こどものきこえを支援する会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 保護者参観(1歳児)</li> <li>- 視覚特別支援学校幼稚園体験入学</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 障がい児保育指導委員会</li> <li>- 利用申請関係業務</li> <li>- 県支援事業受託施設連絡協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- サポートブック発改会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- SI派遣事業担当者会議</li> <li>- 歯科健診</li> <li>- 園長懇談・個別面談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 歯科健診(1,2歳児)</li> <li>- 園長懇談(1,2歳児)</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 利用申請関係業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- お別れ会</li> <li>- 卒園式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 耳の白イベント</li> <li>- お別れ会</li> <li>- 聴覚特別支援学校連絡会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 個別面談(2歳児)</li> <li>- お別れ会(2歳児)</li> <li>- お楽しみ会(1歳児)</li> <li>- 保護者交流会(視覚)</li> </ul>

# 1日のスケジュール（児童発達支援）

## 1. 肢体不自由児部門

### ○ 単独通園部門

9:00	ジャンボタクシー発
10:00	登園 健康チェック 朝の集まり 保育
12:00	給食 食事指導
13:30	午後の健康チェック
13:50	保育 〈リハビリ〉週1回
14:30	帰りの集まり
15:00	ジャンボタクシー 乗車 降園

### ○ 親子通園部門

10:00	登園・健康チェック
10:10	朝の集まり
10:20	保育 〈リハビリ〉週1回
11:45	給食 食事指導
13:00	自由保育（親子分離）
13:30	帰りのあつまり
14:00	降園

## 2. 聴覚・言語障がい児部門

	1・2・3歳児	4歳児（9:45～11:45）
10:00	登園 （親子遊び・集団遊び）	登園 あつまり （お話タイム・ゲーム）
10:30	あつまり （絵本・お話タイム・音遊び） おやつ・排泄	設定保育
11:10	設定保育	自由あそび（園児）勉強会（保護者） 降園
12:00	給食・配膳・食事指導	5歳児（13:30～15:30）
13:00	自由保育（園児） 勉強会・懇談（保護者）	登園 あつまり 設定保育 自由あそび（園児）勉強会（保護者）
14:00	降園	降園
15:30		

## 3. 知的障がい児・視覚部門

10:00	登園・朝の準備 自由遊び（室内・屋外遊戯場）
10:30	体操・親子遊び 朝のあつまり（名前呼び・紙芝居）
10:45	おやつ・排泄
11:00	設定保育
11:45	給食 食事指導
12:40	自由保育（親子分離）
13:30	帰りのあつまり
14:00	降園

## 4. 視覚障がい児部門

10:00	登園・着替え 自由遊び（室内） 朝のあつまり（名前呼び・体操・紙芝居・布ブランコなど）
10:40	おやつ・排泄
11:00	設定保育
11:45	給食 食事指導
12:40	自由保育（親子分離）
13:30	帰りのあつまり
14:00	降園

(団体名： 福岡市社会福祉事業団 )

(施設名： 福岡市立心身障がい福祉センター )

(2) 連携

①他の民間事業所への支援

1. 民間児童発達支援センターへの支援

(1) 発達相談員による児童指導

民間の児童発達支援センターの2歳児、5歳児の保護者が進路選択の参考とすることができるよう、発達相談員による発達検査と相談を行います。

(2) 小児科医師による診察会

民間の児童発達支援センターの5歳児の保護者が就学先を検討する際の参考とすることができるよう、小児科医師による診察会を行い、最新の診断に関する情報を保護者に提供します。

(3) 言語聴覚士による支援

言語聴覚士を民間の児童発達支援センターに派遣し、施設のニーズに応じて保護者からのことばについての相談に応じ、職員を対象にした研修等を行います。

(4) 作業療法士による支援

作業療法士を民間の児童発達支援センターに派遣し、運動姿勢や感覚についての評価を通して、支援方法についての情報提供を行います。

(5) 相談支援

市内の児童発達支援センターに併設する相談支援事業所との連絡会を設け、計画相談等に関する情報の提供や共有を行います。

2. 放課後等デイサービス事業所等への支援

(1) 初任者養成研修

市内の放課後等デイサービス事業所等の職員を対象に初任者養成研修を、自主事業として実施します。

3. その他

上記のほか、事業実施計画4「地域支援の取組み（令和2年度）」の1～3で記載した保育所、幼稚園への支援のほか、各種研修・セミナー等を開催します。



(2) 連携

②管理支援体制

1. 事業団の組織体制について

事務局、心身障がい福祉センター、西部療育センター、東部療育センターの4部、10課の組織体制になっています。

2. 支援管理体制

(1) 事業

- ① 小児科の診察については、事業団他施設の医師が一部を担当し、診察の効率性を高めるとともに、診察基準の統一を図っています。
- ② 事業団の児童発達支援センター、知的障がい親子通園、知的障がい単独通園、肢体不自由通園、言語聴覚士所属施設、相談支援、児童発達支援センターの利用調整の各分野において、管理監督者や担当職員による情報共有、協議の場を設け、地域間におけるサービスの平準化等を図っています。

(2) 苦情解決

利用者の苦情への対応については、施設において受付窓口、解決責任者をおくとともに、法人本部にも受付窓口を設け、法人の調整により外部のサービス相談員を委嘱しています。

(3) 人材育成と確保

- ① 法人として職員の研修体系を設け、階層別の研修や専門研修を実施しています。また、各施設で企画、実施する人権研修、接遇研修をはじめとする職場研修の調整等を行っています。
- ② 法人が職場説明会の開催やホームページの管理、就活サイトの調整等を行い、職員、嘱託員の確保についてのサポートを行っています。

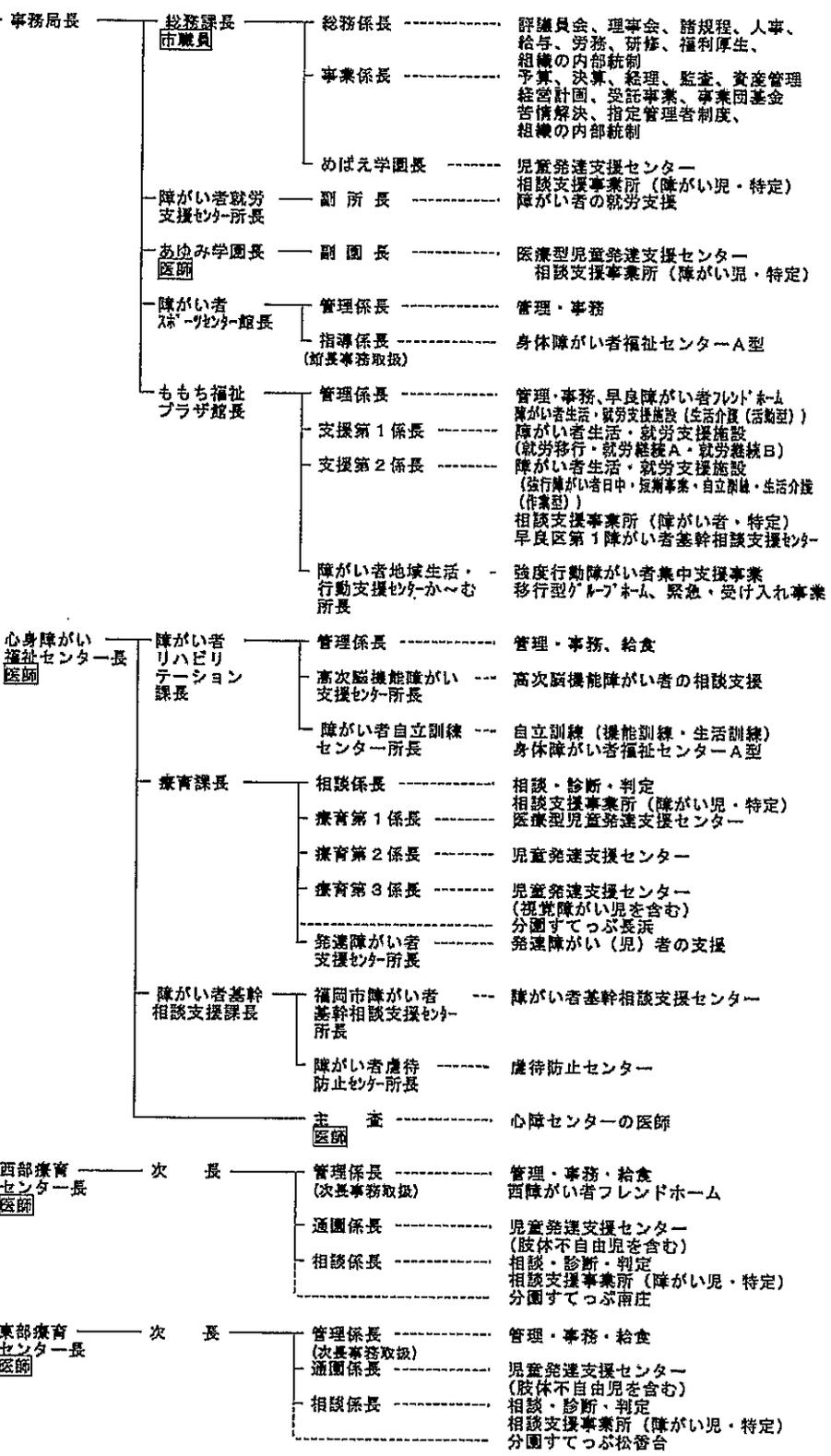
(4) 事務・管理

法人での契約による効率的な予算執行や、給与等支給の一括管理等、事務管理全般について、法人本部が施設をサポートしています。

令和元年度 福岡市社会福祉事業団組織図

評議員 7人  
役員 理事 6人  
監事 2人  
会計監査人 1人

理事長  
市職員08



(団体名：福岡市社会福祉事業団 )  
 (施設名：福岡市立心身障がい福祉センター )

(3) 従事者

①従事者の採用、配置及び勤務体制-1

<職員の採用について>

- 現在確保している職員数  人
- 新規採用の予定者数  人
- 新規採用の場合、その採用方法

正規職員の場合：公募。市政だよりへの掲載やハローワークに登録し、法人本部及び当センターのホームページを活用している。併せて、就職情報サイトを活用し、広く周知を図るとともに、事業団の業務に対する具体的なイメージを持ってもらうことを目的に、事業団施設の見学会や先輩職員との座談会を実施している。試験は筆記試験、面接試験等を実施。  
 嘱託員等の場合：ハローワークの登録や、本部及び当センターのホームページや就職情報サイトを活用し、広く周知を図っている。試験は面接試験等を実施。

<職員配置>

区分	配置数(人)	最低基準(人)	
管理者(センター長)	1	1以上	
課長	1	1以上	
係長	4	4以上	
児童発達支援管理責任者	3(係長兼務)	3以上	
事務員	2	1以上	
相談支援専門員	6	1以上	
訪問支援員	1(保育士兼務)	1以上	
発達相談員	6	1以上	
ケースワーカー	2	1以上	
児童指導員	8	32以上 うち1以上	
保育士	15		うち1以上
言語聴覚士	8		うち1以上
作業療法士	3		うち1以上
理学療法士	2		うち1以上
看護師	3	1以上	
栄養士	1	1以上	
調理業務員	2	1以上	
嘱託医	5		
合計	69	49以上	

<従事者の採用、配置にかかるアピール等>

- ・ハローワークへの登録、法人本部及び当センターホームページ、就職情報サイトの活用、就職説明会の実施等により人材確保に努めている。
- ・近年、福祉分野の就職を希望する人材は減小傾向にあり、募集においても、職場における研修等人材育成の機会の充実をアピールしている。

※兼務する職がある場合、わかるように記載してください。

①従事者の採用、配置及び勤務体制-2

<勤務体制>

区分	確保済/採用予定	正職/嘱託/臨職	常勤/非常勤	専従/兼務	経歴、資格等
管理者	1	正職	常勤	専従	詳細は別紙のとおり
課長	1	嘱託員	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数1年
相談係長	1	正職	常勤	専従	
児童発達支援管理責任者	係長兼務1	正職	常勤	専従	詳細は別紙のとおり
児童発達支援管理責任者	係長兼務1	正職	常勤	専従	詳細は別紙のとおり
児童発達支援管理責任者	係長兼務1	正職	常勤	専従	詳細は別紙のとおり

事務員	2	正職	常勤	専従	
相談支援専門員①	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数5年
相談支援専門員②	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数1年
相談支援専門員③	1	正職	常勤	専従	採用
相談支援専門員④	1	嘱託員	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数1年
相談支援専門員⑤	1	嘱託員	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数1年
相談支援専門員⑥	1	嘱託員	常勤	専従	採用
相談支援専門員⑦	採用予定1	嘱託員	常勤	専従	
相談支援専門員⑧	採用予定1	嘱託員	常勤	専従	
訪問支援員	保育士兼務1	嘱託員	常勤	兼務	採用
発達相談員①	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数8年
発達相談員②	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数8年
発達相談員③	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数6年
発達相談員④	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数6年
発達相談員⑤	1	嘱託員	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数15年
発達相談員⑥	1	嘱託員	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数8年
ケースワーカー①	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数19年
ケースワーカー②	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数2年
児童指導員①	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数25年
児童指導員②	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数18年
児童指導員③	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数17年
児童指導員④	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数9年
児童指導員⑤	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数3年
児童指導員⑥	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数2年
児童指導員⑦	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数1年
児童指導員⑧	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数1年
保育士①	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数37年
保育士②	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数31年
保育士③	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数22年
保育士④	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数8年
保育士⑤	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数1年
保育士⑥	1	正職	常勤	専従	採用
保育士⑦	1	嘱託員	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数3年
保育士⑧	1	嘱託員	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数2年
保育士⑨	1	嘱託員	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数1年
保育士⑩	1	嘱託員	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数1年
保育士⑪	1	嘱託員	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数1年
保育士⑫	1	嘱託員	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数1年
保育士⑬	1	嘱託員	常勤	専従	採用
保育士⑭	訪問支援員兼務1	嘱託員	常勤	兼務	採用
保育士⑮	1	嘱託員	常勤	専従	採用
言語聴覚士①	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数19年
言語聴覚士②	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数18年
言語聴覚士③	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数17年
言語聴覚士④	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数8年
言語聴覚士⑤	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数7年
言語聴覚士⑥	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数7年
言語聴覚士⑦	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数6年
言語聴覚士⑧	1	正職	常勤	専従	採用
理学療法士①	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数12年
理学療法士②	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数12年
作業療法士①	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数29年
作業療法士②	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数24年
作業療法士③	1	正職	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数8年
看護師①	1	嘱託員	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数3年
看護師②	1	嘱託員	常勤	専従	障がい児関係施設経験年数2年
看護師③	1	嘱託員	常勤	専従	採用
栄養士	1	嘱託員	常勤	専従	
調理業務員①	1	正職	常勤	専従	
調理業務員②	1	嘱託員	常勤	専従	
嘱託医①	1	嘱託員	常勤	専従	小児科医師
嘱託医②	1	嘱託員	非常勤		小児科医師
嘱託医③	1	嘱託員	非常勤		小児科医師
嘱託医④	1	嘱託員	非常勤		耳鼻科医師
嘱託医⑤	1	嘱託員	非常勤		精神科医師

(団体名： )  
 (施設名： )

(3) 従事者

②管理者予定者の経歴書

ふりがな		生 年 月 日	年	日	日
氏 名	非公表				
住 所					
年 月～ 年					
資格等					
施設の運営・管理に関する研修、障がい・児童に関する研修受講歴					



(団体名： )  
 (施設名： )

(3) 従事者

③児童発達支援管理責任者予定者の経歴書

ふりがな		生 年 月 日	年	日	日
氏 名	非公表				
住 所					
年 月～ 年					
資格等					
施設の運営・管理に関する研修、障がい・児童に関する研修受講歴					



(団体名： 福岡市社会福祉事業団 )

(施設名： 福岡市立心身障がい福祉センター )

(3) 従事者

④従事者の処遇

<勤務体制>

区分	雇用・労働条件 (身分、雇用期間、昇任制度、報酬体系、年休 等)
管理者(センター長)	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準じる
課長	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準じる
係長	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準じる
児童発達支援管理責任者	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準じる。係長が兼務
事務員	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準じる
相談支援専門員	身分：法人正規職員又は嘱託員 労働条件：市職員及び嘱託員に準じる
訪問支援員	身分：法人正規職員 労働条件：市職員に準じる。保育士が兼務
発達相談員	身分：法人正規職員又は嘱託員 労働条件：市職員に準じる
ケースワーカー	身分：法人正規職員又は嘱託員 労働条件：市職員に準じる
児童指導員	身分：法人正規職員又は嘱託員 労働条件：市職員に準じる
保育士	身分：法人正規職員又は嘱託員 労働条件：市職員又は嘱託員に準じる
言語聴覚士	身分：法人正規職員又は嘱託員 労働条件：市職員又は嘱託員に準じる
作業療法士	身分：法人正規職員又は嘱託員 労働条件：市職員又は嘱託員に準じる
理学療法士	身分：法人正規職員又は嘱託員 労働条件：市職員又は嘱託員に準じる
看護師	身分：法人嘱託員 労働条件：市嘱託員に準じる
栄養士	身分：法人嘱託員 労働条件：市嘱託員に準じる
調理業務員	身分：法人正規職員又は嘱託員 労働条件：市嘱託員に準じる
嘱託医	身分：法人嘱託医 労働条件：市嘱託医に準じる

※兼務する職がある場合、わかるように記載してください。



(3) 従事者

⑤人材育成（これからの育成方針及び取組み）

事業団では平成29年6月に策定した「経営方針」に基づいて、下記の研修を行い、知識と経験豊かな人材の育成と持続的確保に取り組んでいます。

1 研修体系

(1) 一般研修

「キャリアパス」に基づき、事業団職員として必要な知識を修得する研修

- 新規採用職員研修
- 階層毎研修
- 管理監督者研修

(2) 職場研修

各職場の課題に対応した知識及び技能の修得及び市民サービスや職員の自覚やモラルの向上を図るための研修

- 職場内専門研修
- 人権研修
- 服務研修
- 接遇研修
- 個人情報保護研修
- メンタルヘルス研修
- 新規採用職員育成研修（チューター制度）

(3) 派遣研修

研修機関等や研修会、学会等への派遣及び他の社会福祉法人等と職員の交流を行う研修

(4) 選択研修

事業団職員としての必要な知識や今後求められる能力を身につけるための研修

2. その他

(1) 研究・実践成果発表会

○事業団では、平成20年度から、各施設において研究していることや取組みの成果、今後の取り組むべき課題等を取りまとめて発表を行い、必要な専門性の獲得と維持、向上のための研鑽と対外的な福祉情報の発信などを主な目的として、「研究実践・成果発表会」を実施しています。

※本発表会は、行政や各関係機関にも参加を呼びかけており、対外的な情報発信の場にもなっています。

(2) 資格取得助成

福岡市社会福祉事業人材育成事業の一環として、社会福祉資格取得に係る諸経費を支給し、職員の社会福祉資格取得を促進しています。

(主な社会福祉資格：社会福祉士、精神保健福祉士等)

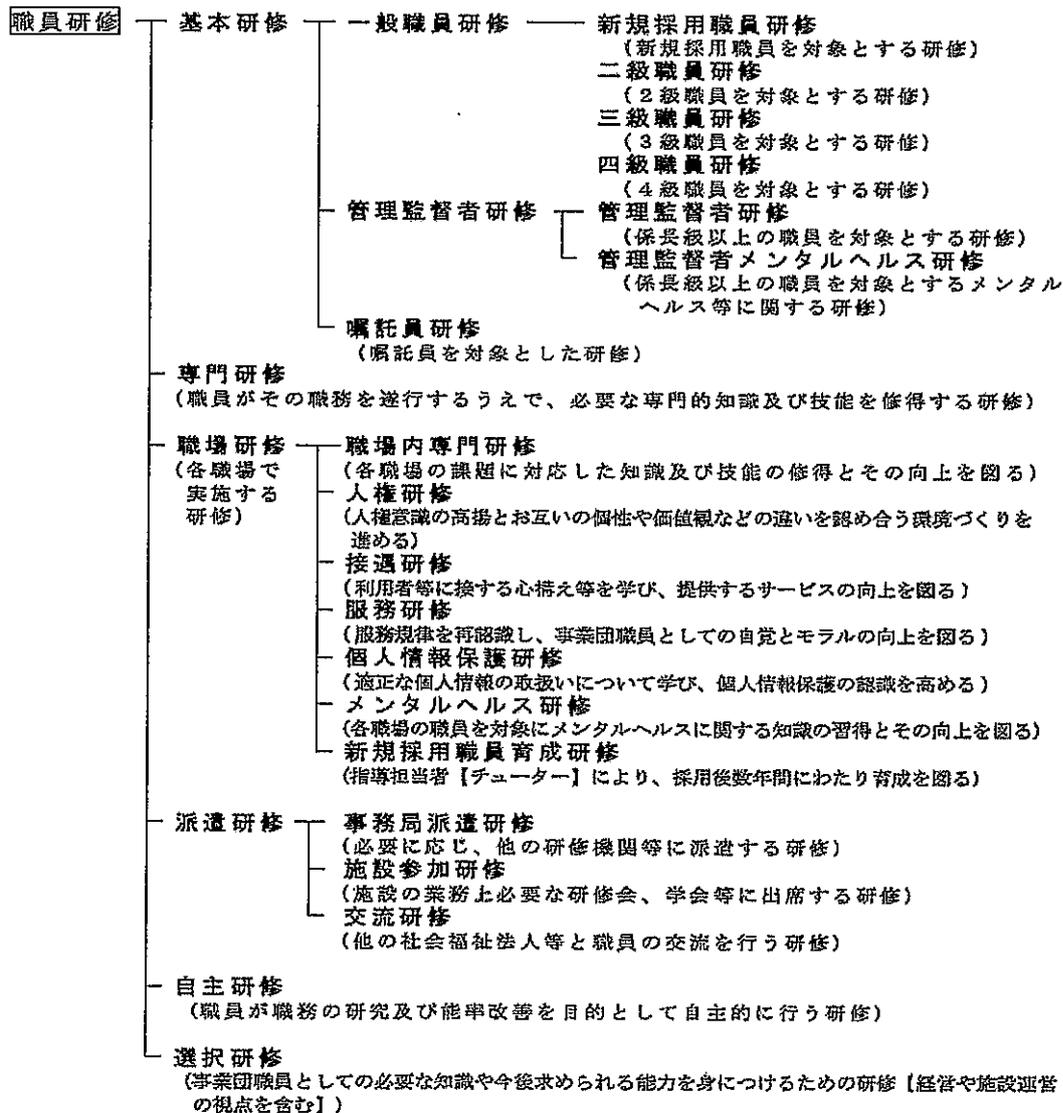
## ⑤人材育成（これからの育成方針及び取組み）

事業団では、今日までも、先駆的・モデル的事業の担い手として、現場での相談支援業務や療育業務、支援業務を通じた「OJT」の中で多様な障がいや重複障がいに対応できる人材育成に取り組んでおり、特に保育士、相談支援専門員等については、医療職との連携・協働を通して、医療的知識に基づく対応や支援技術の向上を図ってきました。

また、障がい児・者を支援する民間事業者（保育園・幼稚園・学校・企業等）が効率的かつ円滑に事業を勧められるよう、支援者養成研修の開催、施設を訪問しての支援等を行い、民間支援ができる能力の向上を図っています。

今後は、「事業団第3次経営計画」に基づき再編した「研修体系」と新たに作成した「キャリアパス」に基づき、より体系的に人材育成に取り組むとともに、平成29年6月に策定した「経営方針」に掲げる「福岡市と一体的な障がい児・者福祉施策への取組」を推進するため、民間事業者（保育園・幼稚園・学校・企業等）への支援が可能な人材の育成にさらに取り組んでいきます。

### 福岡市社会福祉事業団研修体系



## (4) 管理

### ①情報漏洩防止策、情報漏洩が発生した場合の対応

「社会福祉法人福岡市社会福祉事業団個人情報保護規程」及びその具体的な取り扱いを定めた「個人情報取扱マニュアル」に基づき、安全管理措置を講じています。

以下、「個人情報マニュアル」の一部を抜粋の上、記載します。

#### 1. 情報漏洩防止策

##### (1) 具体的な取扱い

###### ①個人情報の保管

個人情報に記載された文書等は、施錠ができるキャビネット等を保管場所と定め、第三者への漏洩や盗難に合うことがないよう管理を徹底すること。

###### ②持ち出し

個人情報は、原則、施設外に持ち出さないものとするが、業務上やむを得ない場合には、「個人情報持ち出し許可申請書」に記入し、個人情報管理者（所属長等）の許可を得なければならない。返却時においても、同様の方法で、個人情報管理者の許可を得なければならない。持ち出す個人情報は、内容、量ともに必要最小限とするとともに、運搬中は、肌身離さず運搬し、車内などに放置しないこと。

###### ③提供・配付

個人情報に記載された文書等の提供・配付等を行う場合は、内容物と配付先が確実に合致するよう複数の職員による確認(ダブルチェック)を徹底すること。

###### ④処分・廃棄

保管期限を経過した個人情報、又は当初の目的を達成して不要となった個人情報は、速やかに廃棄するものとする。

##### (2) 教育

###### ①注意喚起

全職員の個人情報取扱業務に対する意識の向上を図ることを目的として、各施設、職場において定期的な注意喚起（毎月1回以上）を実施。

###### ②研修の実施

各施設（所属）において、全職員に対して個人情報の取扱いの適正な実施のため、年に1回以上、研修を実施するとともに、適宜指導を行う。

#### 2. 情報漏洩発生時の対応

万一、個人情報に記載された書類、データ等の流出、紛失等の事故が生じた場合（事故が生じたのではないかとの疑いを抱いた場合を含む）は、以下のとおり適切に対応します。

① 情報漏洩を発見した者は、事故の概要について、速やかに個人情報管理者（所属長）へ報告。

② 個人情報管理者は、報告を受けた個人情報漏洩について、事実確認、調査等を行い、事務局に事故の概要（以下のア～ウの点）について報告し、対応策を協議するとともに、事故の対応策等（以下のエ及びオの点）を整理すること。

ア 事故が生じた（または生じたと考えられる）時期  
イ 事故の内容及びその原因（又は原因と考えられるもの）。また、事故が生じたと断定できない場合は、その事故の可能性の程度

ウ 事故の規模

(ア) 事故により個人情報が流出したことが確認できた者及び確認はできないがその可能性が否定できない者（以下、「本人」という。）の人数、範囲等

(イ) 事故により流出した個人情報の項目及びその重要度

- ・ 氏名、住所、性別等の基本的な（個人識別のための）情報
- ・ 思想、病歴等の一般にプライバシーに属すると考えられる情報
- ・ 財産、銀行の口座番号等の情報で架空請求等の犯罪に悪用されるおそれのあるものなど

エ 事故への対応策

(ア) 流出した個人情報の捜索、回収等の方針

(イ) 犯罪性が認められる場合は、被害届の提出及び告訴の判断

(ウ) 本人への対応

(エ) 福岡市への報告

(オ) 事故についての公表等

オ 個人情報の管理体制の見直し及び再発防止策等

③ 本人への通知については、事故の謝罪と二次被害を防止するための注意喚起を行う。

④ 個人情報管理責任者は、個人情報の流出等の事故が発生した場合、速やかに福岡市所管課に必要な報告を行うこと。

(参考)

事業団において策定した「個人情報保護に関する基本方針」、「個人情報取扱規程」及び取扱マニュアルに基づき、個人情報を適正に取り扱います。

## 1 個人情報保護に関する基本方針

① 個人情報の取得、利用、提供にあたっては、目的を明示し、必要な範囲に限定して、適法かつ公平な手段により行います。

② 以下の場合を除き、個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供・開示することはありません。

ア、法令または条例に定めがあるとき。

イ、人の生命、身体または財産の安全灯を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

③ すべての職員が、個人情報保護の重要性を理解し適切に取り扱うよう指導するとともに、委託先やボランティア、実習生にも周知徹底します。

④ 個人情報の適切な保護、管理を行うとともに、不正アクセス、紛失、改ざん、漏洩などが生じない安全対策を実施します。

⑤ 個人情報について、本人の申し出があった場合、法令、条例の定めに従って、開示、訂正、利用停止、消去等を行います。

(4) 管理

②ご意見への対応体制, 方針

1. ご意見への具体的対応

- ご利用の皆様が安心・安全に療育等に通えることを目的に、保護者等からのご意見を伺う機会を以下のとおり確保しています。

(1) 利用者アンケートの実施

- 年1回利用者アンケートを実施するとともに、施設における自己評価（児童発達支援ガイドラインに基づく自己評価も含む）を行い、利用者の意見を踏まえ、取組みを実施しています。

(2) クラス懇談、園長懇談の実施

- 職員が行うクラス懇談や、園長（係長）が行う園長懇談を設けて、園に関するご意見や保護者の思い等を把握する機会を設け、ご質問や不明点については、速やかに回答・対応できるように取り組んでいます。
- 部門の特性に応じた実施形態を設けています。肢体不自由児部門は、園長の個別懇談を年1回実施しています。聴覚・言語障がい児部門は、職員によるクラス懇談を年2回、園長によるクラス別懇談会を年2回実施しています。知的障がい、視覚障がい児部門は、職員によるクラス懇談と各曜日のグループ別懇談を各年1～2回、園長による各曜日のグループ別懇談会を年2～3回実施しています。

(3) その他

- 利用者に対して、苦情申し出方法をポスターにより周知しています。
- 園行事（入園式、卒園式、運動会）の際に、苦情解決システムの第3者委員であるサービス相談員を利用者へ紹介しています。

2. 苦情解決に関する方針

- お客様からの苦情を適切に解決するため、「苦情解決の仕組みに関する要綱」を定めています。

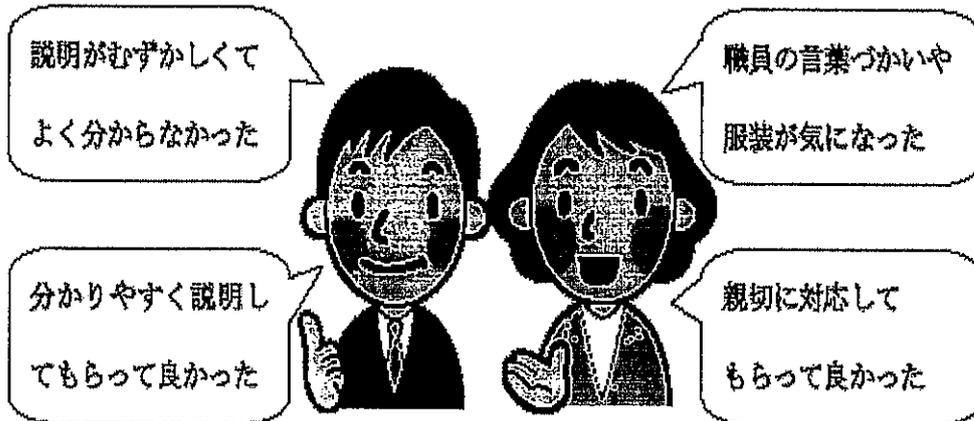
(お客様の意見を傾聴する義務)※「苦情解決の仕組みに関する要綱」から抜粋  
 第2条 事業団の職員は、お客さまからの意見を傾聴するとともにこれを尊重し、お客様の尊厳の保持及びサービスの質の向上に努めなければならない。

区分	苦情の範囲 (対象)	担当者
苦情解決責任者	事務局・事業団全般	事務局総務課長
	心身障がい福祉センター	施設長
苦情受付担当者	事務局	総務課事業係長
	心身障がい福祉センター	係長
サービス相談員	全般	民生委員・児童委員

※苦情解決の仕組みに関するサービスの向上を図るため、第三者委員であるサービス相談員を含むサービス向上委員会を設け、年1回苦情解決に係わる事例検討及び情報交換を行い、施設運営の透明性の確保に努めています。

[参考：心身障がい福祉センター館内掲示資料]

## 施設のこと、サービスのこと...



### 大切にします。あなたのご意見。

●ご利用のみなさまがいつでも気軽に相談できるよう、当センターに窓口を準備しています。

受付する人	こども全般の相談	相談係長	〇〇 〇〇
	肢体不自由児	療育第1係長	〇〇 〇〇
	聴覚言語障がい児	療育第2係長	〇〇 〇〇
	発達遅滞児・発達障がい児・視覚障がい児	療育第3係長	〇〇 〇〇

解決する人 療育課長 〇〇 〇〇

●当センターのほか、次の2つの窓口でも相談を受け付けています。

①福岡市社会福祉事業団事務局の窓口

受付する人 事業係長 △△ △△ TEL (731-3711) FAX (731-3722)

解決する人 総務課長 △△ △△

②サービス相談員による相談窓口

サービス相談員 ▲▲ ▲▲ TEL ( - ) FAX ( - )

※受付時間は、月～金曜日の8時45分～17時30分です。  
※相談員が不在の場合は、留守番電話等で対応します。

◎相談は無料です。プライバシーは固く守ります。

福岡市社会福祉事業団 あいあいセンター (心身障がい福祉センター)

TEL (721-1611) FAX (712-3573)

(団体名： 福岡市社会福祉事業団 )

(施設名： 福岡市立心身障がい福祉センター )

(4) 管理

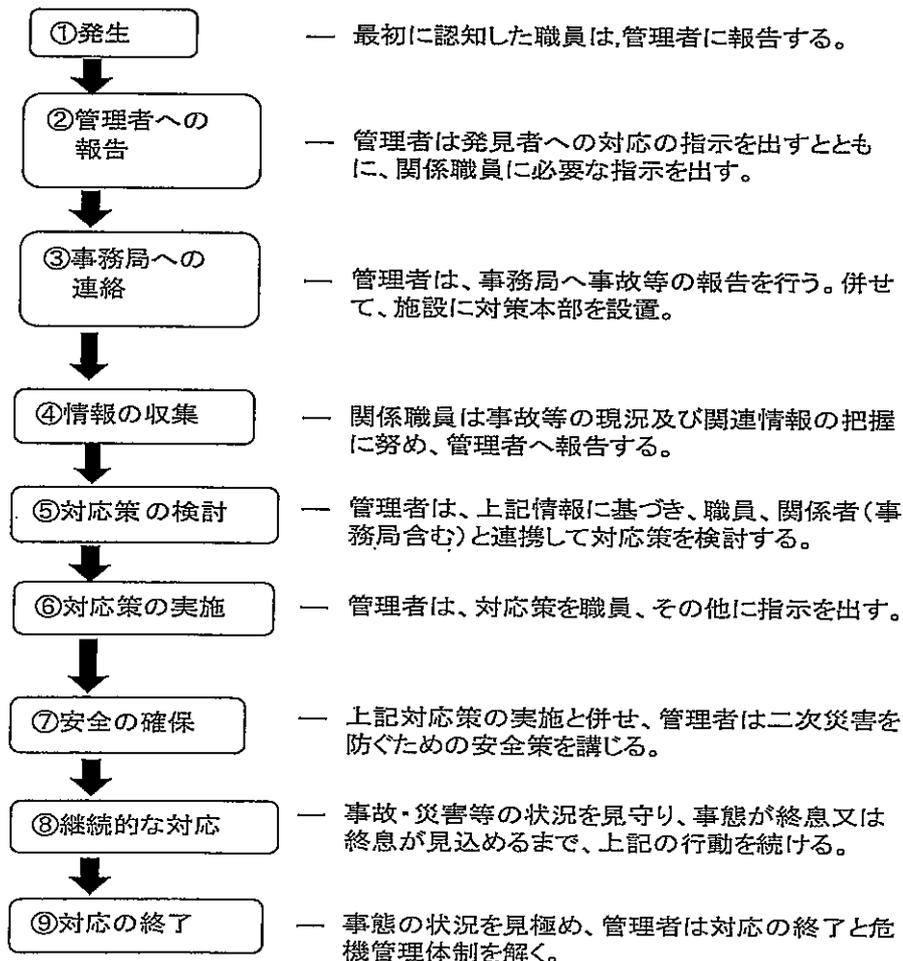
③事故、災害時のマニュアル

- 近年の社会的背景や社会福祉施設の特性を鑑み、また、火災以外の災害・感染症などへの管理体制の確立の必要性から、各種の自然災害や事件・事故、疾病・不審者への対応などに備えた「危機管理マニュアル」策定し、定期的に訓練を行います。

1. 災害事故防止に対する方針

- (1) 毎年度始め及び職員の異動時に対応や役割分担についての確認をする他、日常からの安全対策に努めます。
- (2) 毎月1回、パターンを変更しながら、迅速な対応ができるよう訓練を行います。
- (3) 親子通園部門については保護者も含めての避難訓練を行い、迅速に対応できるようにします。

2. 事故・災害時の対応の流れ



### 3 危機管理マニュアル

平成16年2月に策定した福岡市社会福祉事業団危機管理マニュアル及び施設独自のマニュアルに基づき対応します。

#### ◆参考【危機管理マニュアル 目次】

- 1 緊急連絡網の整備
- 2 危機管理対策本部組織の設置
- 3 危機管理対策本部の組織内容
- 4 事件・事故等の発生及び対応の流れ
- 5 侵入者の対応
- 6 爆破テロへの対応
- 7 火災・地震等への対応
- 8 台風、積雪、大雨、洪水等への対応
- 9 感染症等への対応
- 10 報道機関への対応
- 11 施設等における危機管理体制の行動要領
- 12 事務局における危機管理体制の行動要領
- 13 事務局における危機管理体制の組織図
- 14 事務局における事件・事故等への対応の流れ
- 15 全施設等を対象とする危機管理体制
- 16 職員に関する事故等について

### 4 事故報告書の提出等について

- ・事故、災害等に関する第一報については、すみやかに事務局及び所管課へ報告するとともに、「事故報告書」を提出します。
- ・事故等については、再発防止策を検討するのみならず、同一の事故が起きないよう、関連施設間で情報共有を行います。  
(例：事業団施設長等が集まる施設合同会議及び通園施設長等が集まる通園施設長会での情報共有及び意見交換等を実施。)

### 5 その他

心身障がい福祉センターは、地震や風水害などの大規模災害発生時等に要援護者を受け入れる福祉避難所として福岡市と協定を締結しています。福岡市から要請があった場合、福祉避難所を開設し、可能な範囲で要援護者を受け入れることとしています。